８　来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産　　（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウエア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

９　設置運営事業に附帯する業務固定資産　　（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウエア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

（記載上の注意）
１　第６条第２項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。
２　この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。
⑴　「カジノ業務固定資産」とは、カジノ業務の用に供する固定資産をいう。
⑵　「カジノ行為区画内関連業務固定資産」とは、カジノ行為区画内関連業務の用に供する固定資産をいう。
⑶　「国際会議場施設業務固定資産」とは、法第２条第１項第１号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
⑷　「展示等施設業務固定資産」とは、法第２条第１項第２号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
⑸　「魅力増進施設業務固定資産」とは、法第２条第１項第３号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
⑹　「送客施設業務固定資産」とは、法第２条第１項第４号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
⑺　「宿泊施設業務固定資産」とは、法第２条第１項第５号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
⑻　「来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産」とは、法第２条第１項第６号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
⑼　「設置運営事業に附帯する業務固定資産」とは、法第２条第３項第２号に掲げる事業に係る業務の用に供する固定資産をいう。